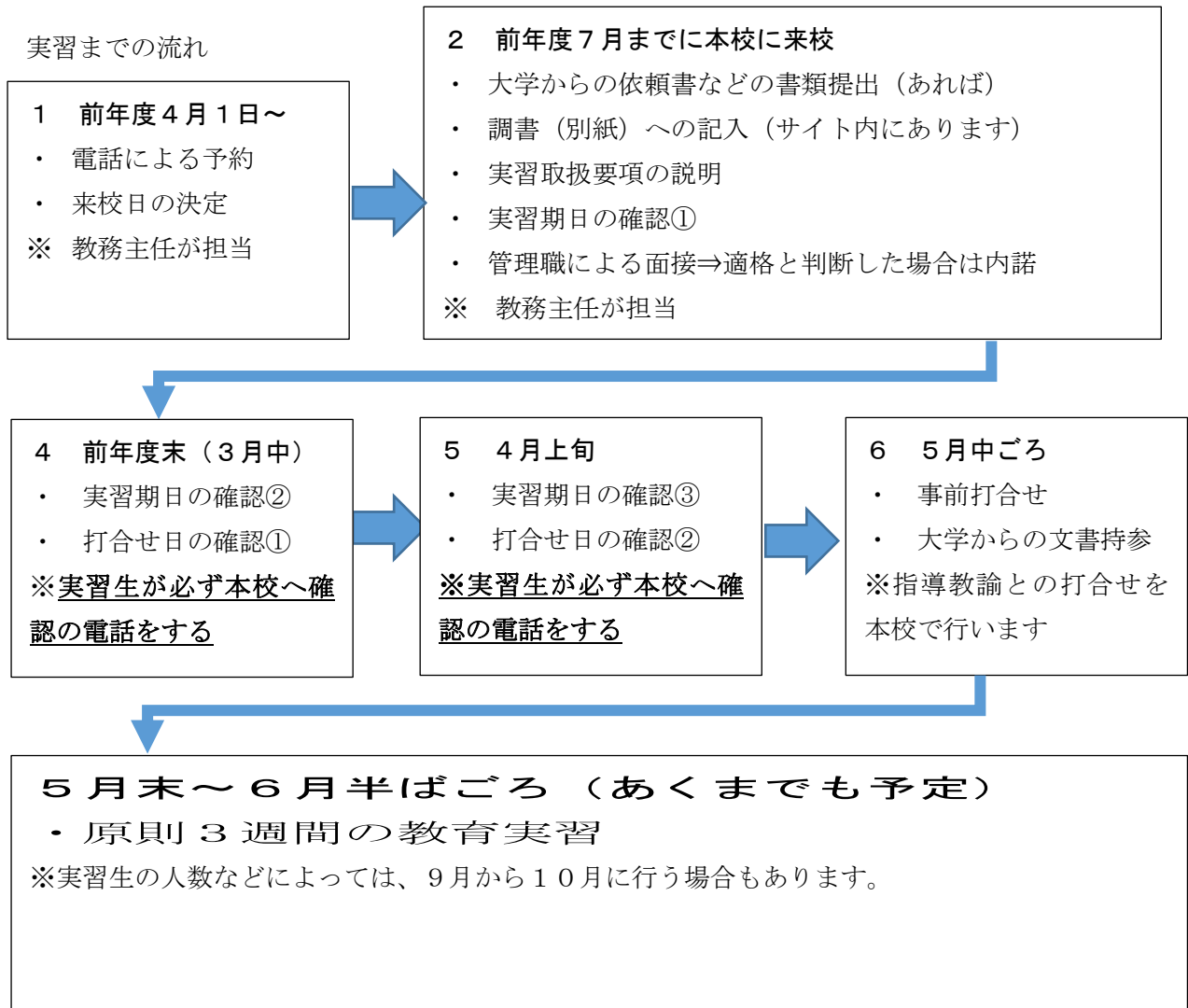


# 教育実習希望者の方へ

## 1 教育実習受け入れの条件

- (1) 原則として本校の卒業生であること
- (2) 教員を志望し、教員採用選考を受けること
- (3) 実習期間中は、実習に専念できること（大学の授業やアルバイトなどは必ずはずすこと）
- (4) 実習を受ける年度に、実習を受けるに足る一定の単位数を修得していること。
- (5) その他本校実習取扱要項による

## 2 実習までの流れ



※ 上記は一般的な流れです。大学からこれとは異なる指示があればご連絡ください。

## 3 その他

- ・ 本校は小規模校であるため、クラス数や教科ごとの教員数が少ない学校です。そのため、本校卒業生であってもやむを得ずお断りする場合があります。なにとぞご理解ください。

# 狭山市立山王中学校教育実習取扱要項

## (目的)

第1条 この要項は、地域における教員養成の重要性にかんがみ、狭山市立山王中学校（以下「本校」という。）における教育実習生の受入れに関し必要な事項を定めることにより、教育実習の適切かつ円滑な実施に資することを目的とする。

## (対象者)

第2条 本校は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に基づく普通免許状取得のために必要な教育実習を行う大学、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関等（以下「大学等」という。）からの申請により、学校の教育課程の実施に支障のない範囲において、次の要件を満たす学生を教育実習生として受け入れることができる。

- (1) 原則として本校を卒業・修了していること。
- (2) 実習期間中は、実習に専念できるものであること。
- (3) 教員を志望し、教員採用選考を受ける予定であること。
- (4) 一般教育科目、教科および教職に関する専門教育科目のうち、実習前に履修することが望ましいものについて、一定の単位数を修得していること。
- (5) 授業構想、学習指導案、教員としての基本的な心構え等、教育実習の事前指導を十分受けていること。
- (6) 勤務している学生については、その事業主等から教育実習についての了解を得ていること。

## (教育実習生の服務)

第3条 教育実習生は、当該教育実習について、本校校長の指導および指示に従わなければならない。

2 教育実習生は、個人情報等の取扱いに留意するとともに、教育実習中に知り得た秘密を漏らしてはならない。

## (教育実習の中止)

第4条 本校は、教育実習生が第2条各号に該当しないと認める場合または前条の規定に違反したときは、当該教育実習を中止することができる。

## (教育実習期間中の事故等)

第5条 大学等は、教育実習期間中に教育実習生に係る事故または事件が発生した場合は、誠実にその処理にあたらなければならない。ただし、その対応について本校との協議が必要な場合は、別途協議するものとする。

## (実費等の負担)

第6条 大学等または教育実習生は、教育実習に係る実費が発生した場合、負担しなければならない。ただし、給食費については、実費を教育実習生が学校に直接支払わなければならない。

2 既納の実費および給食費は、本校の都合により教育実習を取り止めた場合を除き、返還しない。

## (委任)

第7条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、本校校長が定める。

## 附 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。